

令和 6 年度随意契約一覧表【市民人権部】

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
環境衛生課	令和7年度市営葬儀業務	令和7年3月10日	株式会社安楽社、株式会社花仙葬祭、株式会社花安	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	50,625,000	簡素にして厳粛な葬儀を、広く市民に利用していただくための市営葬儀業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	市営葬儀条例施行規則第2条（葬儀の執行）「富田林市営葬儀の執行は、火葬の執行を除き、市長が指定する葬儀業者（以下「指定葬儀業者」という。）に委託して行う。」及び、第3条に基づき、市の登録業者である三業者（市営葬儀指定業者）との特命随意契約を希望するものです。
環境衛生課	令和7年度狂犬病注射済票交付手数料徴収業務	令和7年3月3日	タタラ動物病院、久野喜動物病院、しろくま動物病院、藤沢台動物病院、向陽台動物病院、なるお動物病院、スージー動物病院、おがわ動物病院、ういっと動物病院	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	572,000	狂犬病予防注射の推進と市民の利便性の向上を図ることを目的として、狂犬病の予防注射済票の交付及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収に関する業務を市にかわり動物病院が行うもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	狂犬病予防注射を実施している市内すべての動物病院（9社）が、市に代わり狂犬病予防注射済票の交付及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収を行うことにより、業務の効率化と市民の利便性向上を図ることができるため。
環境衛生課	令和7年度富田林畜場火葬炉保守点検業務	令和7年3月25日	富士建設工業株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	785,400	富田林畜場火葬炉（火葬炉7炉・動物炉1炉）の保守点検業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	機器の導入業者であり、本市の機器の設定や構成・配線等を熟知し、障害発生時等に迅速に対応することが可能なため。
環境衛生課	富田林畜場火葬棟前ポーチ庇（南半分）防水緊急改修工事	令和7年2月19日	末広塗装	令和6年6月11日 ～ 令和7年2月3日	2,002,000	火葬棟前ポーチ庇（南半分）折板屋根シート防水工事 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。
金剛連絡所	令和7年度 金剛連絡所ホール管理業務（夜間等業務）	令和7年3月27日	公益社団法人富田林市シルバー人材センター	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,493,906	金剛連絡所ホール使用時の施設管理等 履行時間：（平日）午後5時30分～午後9時30分、 （土・日・祝）午前8時30分～午後9時30分	地方自治法施行令167条の2第1項第3号	高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、公益社団法人富田林市シルバー人材センターを積極的に活用するため。
市民窓口課	令和7年度 住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	令和7年3月25日	日本電子計算株式会社大阪支店	令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	1,333,926	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務一式 住民基本台帳ネットワークシステムを正常に維持するための業務を行う。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムの導入業者であり、本市のシステムの内容や運用設定・機器の接続構成を熟知し、また、障害に対応した技術情報を備えており、迅速な障害対応を含む本業務の履行が可能のため。
市民窓口課	令和7年度戸籍証明書コンビニ交付システム保守管理業務	令和7年3月31日	アトラス情報サービス株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,716,000	戸籍証明書コンビニ交付システム保守管理業務一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同社と契約を締結するのが最適であるため。
市民窓口課	令和7年度戸籍総合システム保守管理業務	令和7年3月31日	アトラス情報サービス株式会社	令和7年4月1日 ～ 令和7年11月30日	4,114,000	戸籍総合システム保守管理業務一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同社と契約を締結するのが最適であるため。
人権・市民協働課	令和7年度「富田林市外国人市民相談窓口」業務	令和7年3月24日	特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	11,839,000	外国人市民が本市で安心して暮らせる環境を整備し、多文化共生社会の実現に資することを目的として、下記の事業をおこなう。 （1）多言語による相談窓口の整備 （2）必須となる言語に対応した相談員の配置 （3）来館、電話、メール、オンラインなどでの対応 （4）相談記録の整備及び集計、市への業務報告等 （5）相談員に対する研修・指導等 （6）相談窓口の積極的な広報・周知 （7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	（特活）とんだばやし国際交流協会は、本市に在住する外国人市民が安心して暮らせるよう外国人市民の権利保障を目的に、本市で30年近くにわたって活動してきた民間団体であり、本市に在住する外国人市民が抱える課題をもっとよく把握するとともに、本市での取組みやこれまでの実績、相談ノウハウを勘案したとき、本事業の委託事業者として適していると判断できることから、特命随意契約を締結。